



2023年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社大気社  
代表者名 代表取締役社長 長田 雅士  
(コード番号 1979 東証プライム)  
問合せ先 代表取締役専務執行役員管理本部長  
中島 靖  
(TEL 03-5338-5052)  
(URL <https://www.taikisha.co.jp/>)

株式給付信託（BBTおよびESOP（株式給付型プラン））への追加拠出に伴う  
第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2023年5月31日(水)
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 103,900株
(3) 処 分 価 額	1株につき金 3,689円
(4) 処 分 総 額	383,287,100円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行（信託E口）
(6) そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的および理由

当社は、2019年6月27日開催の定時株主総会の決議に基づき、「株式給付信託（BBT）」（以下「BBT制度」といい、BBT制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「BBT信託」といいます。）を導入しております（BBT制度の概要につきましては、2019年5月15日付「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」および2019年8月9日付「業績連動型株式報酬制度の導入に伴う第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照下さい。）。

なお、当社はBBT制度を一部改定し、当社の執行役員をBBT制度の対象に追加しております。詳細は、後記「（ご参考：BBT制度の一部改定について）」をご参照下さい。

また、当社は、2012年12月27日開催の取締役会の決議に基づき、「ESOP（株式給付型プラン）」（以下「J-ESOP 制度」といい、J-ESOP 制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「J-ESOP 信託」といいます。）を導入しております（J-ESOP 制度の概要につきましては、2012年12月27日付「ESOP（株式給付型プラン）の導入に関するお知らせ」および2013年2月12日付「ESOP（株式給付型プラン）の導入（詳細決定）に関するお知らせ」をご参照下さい）。

今般、当社は、BBT 制度および J-ESOP 制度（以下、併せて「本制度」といいます。）の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を BBT 信託および J-ESOP 信託が取得するため、BBT 信託、J-ESOP 信託それぞれに対する金銭の追加拠出（以下「追加信託」といいます。）を行うこと、ならびに本制度の運営に当たって当社株式の保有および処分を行うため株式会社日本カストディ銀行（BBT 信託および J-ESOP 信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）にそれぞれ設定されている信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分すること（本自己株式処分）を決定いたしました。

処分数量については、「取締役株式給付規程」および「執行役員株式給付規程」に基づき信託期間中に業務執行取締役および執行役員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2023年3月末日で終了した事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度分で54,200株）ならびに「株式給付規程」に基づき当社の従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（49,700株）の合計であり、2023年3月31日現在の発行済株式総数33,582,009株に対し0.31%（2023年3月31日現在の総議決権個数332,891個に対する割合0.31%（いずれも小数点第3位を四捨五入））となります。

#### ※BBT 信託に対する追加信託の概要

追加信託日 2023年5月31日  
追加信託金額 199,943,800円  
取得する株式の種類 当社普通株式  
取得株式数 54,200株  
株式の取得日 2023年5月31日  
株式取得方法 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

#### ※J-ESOP 信託に対する追加信託の概要

追加信託日 2023年5月31日  
追加信託金額 91,891,940円（注）  
取得する株式の種類 当社普通株式  
取得株式数 49,700株  
株式の取得日 2023年5月31日  
株式取得方法 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

（注）本信託は、追加信託金額（91,891,940円）および信託財産に属する金銭（91,451,360円）の総額を原資として当社株式の追加取得を行います。

### 3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1か月間（2023年

4月13日から2023年5月12日まで)の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である3,689円(円未満切捨)といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお処分価額3,689円については、取締役会決議日の直前営業日の終値3,835円に対して96.19%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3か月間の終値平均3,617円(円未満切捨)に対して101.99%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均3,521円(円未満切捨)に対して104.77%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえ、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役5名(うち3名は社外監査役)が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

#### 4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

(ご参考：BBT制度の一部改定について)

当社は、当社の執行役員の報酬と中長期的な業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上および企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、当社執行役員をBBT制度の対象に追加しております。

これに伴い、2019年5月15日付「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」においてお知らせいたしました事項の一部について、以下のとおり変更しております。なお、当社の業務執行取締役分につきましては、本信託に拠出する金額の上限、1事業年度あたりの付与ポイント数の上限のいずれについても変更ございません。

<対象期間(3事業年度)ごとに本信託に拠出する金額の上限>

(変更前) 450百万円

(変更後) 480百万円(内、業務執行取締役分450百万円)

<業務執行取締役および執行役員に付与する1事業年度あたりの付与ポイント数の上限>

(変更前) 66,200ポイント

(変更後) 69,200ポイント(内、業務執行取締役分66,200ポイント)

以 上